

鳥取県告示第320号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年4月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画事業の種類及び名称
米子境港都市計画道路事業3・5・10号目久美町石井線
- 2 施行者の名称
鳥取県
- 3 事務所の所在地
鳥取市東町一丁目220
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
米子市目久美町並びに美吉字天場、字古堤、字向大割及び字向中割地内
 - (2) 使用の部分
米子市目久美町地内